

## 会議記録(1)

会議名称	第4回北本市自治基本条例制定研究懇話会							
開会及び閉会日時	平成20年5月24日(土) 午後1時30分～午後4時20分							
開催場所	文化センター第2研修室							
議長氏名	会長 内田政之助							
出席委員(者)氏名	秋葉三枝子	浅野 昭八	有働 秀鷹	内田政之助	河井 宏暢	勝 豊	加藤 信利	古賀 利雄
	関山 邦孝	高荷 正春	田中 昭仁	堀越 一三	三橋 博	宮原 鈴代	佐藤 健市	田中 正昭
	福島 洋輔	山本 浩之						
欠席委員(者)氏名	岩崎 雄一 加藤 一男							
説明者の職氏名	協働推進課 主幹 長嶋 太一							
事務局職員職氏名	協働推進課 主幹 長嶋 太一							
会議次第	1 開会 2 議題 (1) 懇話会素案の検討 3 その他 4 閉会							
配布資料	・ 次第 ・ 懇話会素案作成シート5～26 (第4回懇話会検討資料) ・ 検討のポイント							

## 会議記録（２）

発言者	発言内容・決定事項
事務局	<p>1 開会</p> <p>第４回北本市自治基本条例制定研究懇話会を開会いたします。</p> <p>次第にもとづきまして進行させていただきます。</p>
議長	<p>2 議題</p> <p>(1) 懇話会素案の検討</p> <p>議題の(1)懇話会素案の検討ですが、まず、事務局から配布資料についての説明をお願いします。</p>
事務局	<p>———配布資料について説明———</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・これまでのシートに３つのグループでそれぞれに検討していただいた内容を追加記載し、新たなシートを作成した。</li> <li>・本日は、このシートに基づいて項目ごとに懇話会全体の案を作成いただきたいと思いますと考えている。</li> </ul>
議長	<p>それでは、項目ごとにそれぞれのグループの考え方について議論し、懇話会全体の意見をまとめていきたいと思えます。</p> <p>シート５から検討します。</p> <p>Aグループから順にグループでの検討内容を発表してください。</p>
議長	<p>———Aグループ発表———</p> <p>———Bグループ発表———</p> <p>———Cグループ発表———</p> <p>検討のポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・納税の義務を規定するか</li> <li>・行政サービスを等しく受ける権利を規定するか</li> <li>・参画にあたっての自らの発言と行動に責任を持つという規定を入れるか</li> </ul>
議長	<p>第１項の「まちづくりの主体として」という文言は、第３項にも記載していますので削除するということにしたいと思えます。</p> <p>納税の義務を規定するかどうかについての意見はいかがでしょうか。</p>

## 会議記録（２）

発言者	発言内容・決定事項
河井委員	Aグループでは、行政サービスに伴う負担を分任するという表現にしましたが、「分任」ではわかりづらいので「分かち合う」というような表現にしてみてもどうかと思います。
三橋委員	負担とは、どのようなものを指すのか、料金だけなのかそれともその他にもあるのか、もう少し具体的に示す必要があるように思います。
関山委員	グループ会議の議論の中では、使用料のほか、給食費の問題や、今後ボランティア貯金などお金以外の負担の方法が生み出されることも考慮して分任という表現を使いました。
有働委員	Aグループが納税の義務と行政サービスに伴う使用料等を負担する義務としているので、その表現でいいのではないかと思います。
議長	それでは、納税の義務は憲法でも規定されていますが、ここでもあえて規定し、行政サービスに伴う使用料等を負担する義務を果たさなければならないこととしていいですか。
全委員	———承認———
議長	行政サービスを等しく受ける権利を有するという規定、また、参画にあたっては、自らの発言と行動に責任を持たなければならないという規定についてはいかがいたしますか。
堀越委員	行政サービスを等しく受ける権利を有するという規定は、残した方がいいと思います。
三橋委員	参画にあたっては、自らの発言と行動に責任を持たなければならないという規定は、少し参加に対する敷居を高くしてしまう表現ではありませんか。
河井委員	まちづくりに対して無責任な発言だけで参加されては困るという考え方もあります。

## 会議記録（２）

発言者	発言内容・決定事項
田中（昭）委員	参加がしづらくなるような規定は置かない方がいいと思います。
古賀委員	参加したみんなの合意がなければ決まらないはずですから、ここまでの規定はいらぬのかもしれませんが。多くの市民の参画の中で合意点をまとめていくというのが理想だと思います。
山本委員	前段に「まちづくりの主体であることを認識し、」という表現がありますので、ただ参画するだけではないということはその部分で汲み取れるのではないかと思います。今日の議論を条文の背景に記載すればよいのではないのでしょうか。
議長	<p>それでは、シート5については、</p> <p><b>5（市民の権利と責務）</b></p> <p>1 市民は、市政に関する情報を知る権利及び市政に参画する権利を有する。</p> <p>2 市民は、行政サービスを等しく受ける権利を有する。</p> <p>3 市民は、納税の義務及び行政サービスに伴う使用料等を負担する義務を果たさなければならない。</p> <p>4 市民は、まちづくりの主体であることを認識し、積極的にまちづくりに参画するとともに、住民相互の連携に努めるものとする。</p> <p>とすることよろしいでしょうか。</p>
全委員	———承認———
議長	<p>それでは次にシート6事業者の責務について検討したいと思います。</p> <p>Cグループの提案で「前条に規定する市民の責務を果たすとともに」の表現を削除するという意見が出ていますが、いかがでしょうか。</p>
三橋委員	私は、事業者も市民であるということを強調する意味からも削除せずに置いた方が良くと思います。

## 会議記録（２）

発言者	発言内容・決定事項
河井委員	市民の定義の中に事業者が含まれていますので、ここでは、市民にはなく、事業者のみに関する事項を規定する必要があると考えました。
堀越委員	項目が変わるのでこの項では、事業者には、市民の責務もあり、事業者としての責務もあるという表現でいいのではないですか。
田中（正）委員	例規としては、重複して同じ内容を記載することはしません。ここで事業者の責務について全て記載することになると、市民の定義から事業者を除く必要性が出てきます。
議長	Cグループの提案する整理の仕方よろしいですか。
全委員	——承認——
議長	次は、シート7の議会の責務について検討します。 3つのグループの相違点はCグループが提案する議会基本条例制定への言及と議員の責務の追加記載ですがいかがでしょうか。
有働委員	議員の責務については、記載があった方がよいと思いますが、条例の制定については言及しない方がよいのではないのでしょうか。
田中（正）委員	別条例の制定については、元の懇話会の案を復活させる提案です。
古賀委員	そこまでは踏み込んで規定する必要はないのではないのでしょうか。
関山委員	市民、首長や職員に責務を規定しているため、議員についても責務を規定しておく必要があると思います。
議長	<p><b>7（議会の責務）</b></p> <p>1 議会は、意思決定機関として、市民の意思が市政の運営に反映されるよう活動しなければならない。</p> <p>2 議会は、議会活動に関する情報を市民にわかりやすく説明</p>

## 会議記録（２）

発言者	発言内容・決定事項
全委員	<p>する機会を設けるように努めるものとする。</p> <p>（議員の責務） 市議会議員は、市民の信託に応え、公平、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。</p> <p>とする案でよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">———承認———</p>
議長	<p>それでは、次に執行機関の責務と市長の責務について検討します。</p> <p>ここでは、市長の責務に長期的視点でまちづくりに取り組むということと、執行機関の責務と市長の責務との整理を検討することになります。いかがでしょうか。</p>
田中（昭）委員	<p>Bグループで検討した事項の、市長の責務の「長期的視点でまちづくりに取り組み」という表現については、シート10の総合計画等で規定する「市」に市長が含まれるのであれば、市長の責務にあえて規定する必要はないと考えています。</p> <p>そのため、総合計画等の項目について先に検討していただければ、結論が出ます。</p>
議長	<p>それでは、シート10の総合計画等の項目を先に検討することといたします。</p> <p>Cグループで変更の指摘がありますが、説明をお願いします。</p>
田中（正）委員	<p>「市」の定義には議会も含まれていますので、この項目では「執行機関」が計画を策定し、計画を策定するだけでなく、計画に基づく行政運営を行うことを義務付けました。</p> <p>また、地方自治法では市町村が基本構想を作成することを義務付けていますが、その基本構想を実現するための計画策定にもさまざまな形態が出てきていますので、ここでは、基本計画に限定せずに、「計画を策定する」という表現に改めました。</p>
議長	<p>Cグループから変更の提案がありましたが、このように変更してよろしいでしょうか。</p>
全委員	<p style="text-align: center;">———承認———</p>

## 会議記録（２）

発言者	発言内容・決定事項
議長	<p>それでは、シート８に戻りまして、執行機関の責務と市長の責務について検討したいと思います。</p> <p>長期的視点でまちづくりに取り組むということは、総合計画等の項目で執行機関の責務として規定することになりました。あとは、市長と執行機関の責務を整理し、「市民ニーズを的確に把握し、行政サービスへの満足度を高める」こと、「市民にわかりやすい簡素で効率的かつ機能的な組織を構築する」ことを位置づけるかどうかを検討します。</p> <p>いかがでしょうか。</p>
事務局	<p>Cグループの提案について補足しますと、市民ワークショップの際の議論として、行政の縦割りが指摘され、役所には個々の事例にあった対応が必要であるということが語られたため、市民にわかりやすく簡素で効率的な組織を構築することを規定しました。</p> <p>また、市民ニーズを的確に把握するという表現については、どのようなことを行って把握するのか等を考えると、それは、例規の中に記載するのではなく、条文作成の背景の中で触れるべきことではないかという議論になりました。</p>
勝委員	<p>市民ニーズを的確に把握し、行政サービスへの満足度を高めるといふ文言は、限られた財源の中で、いかに時代の流れに即した対応が必要であるかを表現したものです。Cグループが提案した「市民にわかりやすい簡素で効率的な組織を構築する」といふ表現と、解説の中で、時代の流れに即した対応が必要であるということに記載すればよいと思います。</p>
田中（昭）委員	<p>今回の市長の責務と執行機関の責務についての整理の仕方について説明してください。</p>
事務局	<p>目的の中で、「市民の権利と責務並びに市議会、執行機関の責務を明らかにする」としたため、職員プロジェクト・チーム案では、執行機関の責務を新たに規定しましたが、Cグループでは、市長の責務を最初に記載し、他の執行機関の責務として、市長の責務と同様の責務を負うという整理の仕方を考えました。執行機関は、市長、教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会、監査委員、公平委員会、固定資産評価審査委員会と定義しています。</p>

## 会議記録（２）

発言者	発言内容・決定事項
議長	<p>それでは、執行機関の責務と市長の責務の項目については、Cグループの案を採用し、Aグループが作成した条文作成の背景の記載文を掲載する形にしたいと思いますがいかがでしょうか。</p>
全委員	<p style="text-align: center;">———承認———</p> <p><b>８（市長の責務）</b></p> <p>１ 市長は、第４条の基本原則にのっとり、この条例の目的の達成のために必要な施策を講じなければならない。</p> <p>２ 市長は、市政の代表者として市民の信託に応え、公平、公正かつ誠実に市政を執行しなければならない。</p> <p>３ 市長は、市民にわかりやすい簡素で効率的かつ機能的な組織を構築し、常に最小の経費で十分なサービスが提供できる市政運営に努めなければならない。</p> <p>４ 市長は、職員を適切に指揮監督し、常に職員の能力や知識の向上に取り組むよう努めなければならない。</p> <p><b>９（他の執行機関の責務）</b></p> <p>市長を除く執行機関は、その職務に応じて市長と同様の責務を負い、市長及び他の執行機関と協力して市政の運営にあたらなければならない。</p>
議長	<p>それでは、次にシート９の職員の責務について検討します。</p> <p>「柔軟に対応する」という表現の削除と、「市民の負託に応える」という表現の変更についての提案ですが、いかがでしょうか。</p>
勝委員	<p>「柔軟に対応する」という表現は、もしかすると無理難題に対しても何とか対応しろというような形で使われる危険性がないかということから削除することを提案しました。</p>
堀越委員	<p>「負託」については、「他に責任を持たせて任せる」という意味のようですが、あまり使わない表現ですのでこれに変わる適当な表現を考えてもらいたいと思います。</p>
勝委員	<p>杉並区では「全体の奉仕者として」という表現を使っています。</p>



## 会議記録（3）

発言者	発言内容・決定事項
議長	<p>職員の責務の項目については、「柔軟に対応する」という表現を削除し、「市民の負託に応えるため」という表現については、これに変わる適当な表現を事務局に検討していただくということによろしいでしょうか。</p>
全委員	<p>———承認———</p>
事務局	<p>3 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 次回の会議予定6月14日(土)について、午前中の開催でよいか確認し、承認を得た。</li> <li>・ 6月28日(土)の会議については、男女共同参画フォーラムの開催を予定しているため、その週の平日の夜間の開催について日程調整を行い、6月25日(水)の午後6時30分からの会議とした。</li> </ul> <p>4 閉会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 有働副会長あいさつ</li> </ul>
<p>議事の概要を記載し、その相違なきを証するためここに署名する。</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">北本市自治基本条例制定研究懇話会 会長</p>	